

**令和5年度**

**第16期第25回海区漁業調整委員会  
議事録**

**令和5年5月23日  
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和5年5月23日(火) 午前10時から11時16分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

#### 議題

- 1 議案1 三重県漁業調整規則の一部改正について
- 2 議案2 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について
- 3 議案3 宝石さんごの採捕に関する委員会指示について
- 4 議案4 連合海区漁業調整委員会の構成委員の変更について
- 5 報告事項1 「漁業に関する協定」に係る報告事項について
- 6 その他(1) 次回の委員会日程について

#### 出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 浅井利一 矢田和夫  
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男  
古丸 明 木村妙子 大倉良繁 木村那津子

#### 欠席委員

千田良仁

#### 事務局

事務局長 林 茂 幸  
主幹 増田 健  
主査 葛西 学

#### 行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

班長 栗山 功  
主幹兼係長 中西 健五

(漁業調整班)

課長補佐兼班長 森田 和 英  
係長 程川 和 宏  
技師 田代 真 帆

#### 傍聴者

なし

計 22 名

○小川会長

それでは、ただいまから第 25 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数 15 名中、千田委員が欠席で、出席委員が 14 名ですので委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として浅井委員と古丸委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「三重県漁業調整規則の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1 をご覧ください。

1-1 ページにありますように、このことについて、令和 5 年 4 月 4 日付け農林水第 24-4001 号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第 119 条第 8 項及び水産資源保護法第 4 条第 7 項の規定により、当委員会の意見が求められているものです。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（田代技師）

1-1 ページが海区委員会への諮問書になります。本件は、うなぎ稚魚漁業を知事許可漁業に位置付けるよう、三重県漁業調整規則を改正するため、貴委員会の意見を求めるものです。

1-2 ページをご覧ください。規則改正案の概要になります。令和 2 年 12 月 1 日に改正漁業法が施行されました。この中で、特定水産動植物として、あわびとなまこが指定され、漁業許可や漁業権等に基づくものを除いて採捕が禁止されました。これに違反した場合の罰則は、最大 3,000 万円の罰金又は 3 年以下の懲役にと、非常に厳しいものとなります。

また、令和 5 年 12 月 1 日からは、全長 13 センチメートル以下のうなぎ、いわゆるうなぎ稚魚も特定水産動植物に指定されることになっています。

本県では、これまで養殖用種苗の確保を目的としたうなぎ稚魚の採捕については、特別採捕許可によって許可してきましたが、12 月 1 日以降、特定水産動植物に指定されてからは、この許可に基づく採捕ができなくなります。このため、12 月 1 日以降も引き続きうなぎ稚魚の採捕が行えるよう、新たにうなぎ稚魚漁業を知事許可漁業に位置付けるため、規則を改正したいと考えています。

それでは、規則の改正内容について説明します。1-6 ページの新旧対照表案をご覧ください。左の欄が改正案、右の欄が現行規則です。

一つ目の改正点は、規則第5条「知事による漁業の許可」へのうなぎ稚魚漁業の追加です。現行規則では、うなぎ稚魚漁業を知事許可漁業として規定していないため、規則第5条第12号にうなぎ稚魚漁業を追加したいと考えています。

二つ目の改正点は、規則第16条「許可の有効期間」です。既存の知事許可漁業の許可の有効期間は3年としていますが、うなぎ稚魚は資源状況が変動しやすく、うなぎ養殖業の許可についても国際的な資源管理措置として池入れ枠が設定され、許可の有効期間も1年とされるなど、資源管理の強化が進められていることから、急な情勢の変化にも対応できるよう当該漁業許可の有効期間を1年としたいと考えています。

三つ目の改正点は、規則第22条「資源管理の状況等の報告」です。既存の知事許可漁業における資源管理の状況等の報告の期限は、資料作成の事務負担等を考慮のうえ、四半期ごとに取りまとめて報告することとしています。一方、うなぎ稚魚漁業は、漁業期間が4か月であり、国全体で漁獲数量を管理する制度で、これよりも短い期間で報告させる必要があることから、当該月分を翌月10日までに報告させることとしたいと考えています。

四つ目の改正点は、規則第36条「全長等の制限」です。現行規則では、全長20センチメートル以下のうなぎの採捕を禁止しているため、うなぎ稚魚漁業を許可漁業へ移行した後も規則における全長制限を解除する必要があります。そこで、ただし書きにより、当該漁業を除外する規定を設けたいと考えています。

1-3ページをご覧ください。三重県公報に掲載する際の改正規則の文案です。今回は一部改正であるため、県民によりわかりやすくお伝えする等の観点から、新旧対照表を用いる方式により公布します。上欄に改正後の文案、下欄に現行規則を記載しています。

なお、規則は、国が定めた規則例をもとに、県が実情に応じてピックアップして定めませんが、農林水産大臣の認可が必要で県が勝手に決めることはできません。したがって文案については、水産庁と事前に協議し、大筋で合意していますが、表現などについては現在も協議中のため、軽微な修正が入る場合がございますのでその取扱いについては当課に一任いただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に1-2ページの2「今後のスケジュール」をご覧ください。当該漁業は内水面域においても行われるため、内水面漁場管理委員会に対して明日の委員会にて同様の内容を諮問します。改正規則の施行日は、省令の施行日に合わせて令和5年12月1日としますが、漁協等関係者への周知期間が必要であるため、水産庁の認可が見込まれる夏ごろに改正規則を公布したいと考えています。また、規則改正後に当該漁業の制度を設け、その制限措置及び許可の条件について、海区委員の皆様にも意見をお聴きしますので、その際はよろしくお願いいたします。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小川会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○掛橋委員

このしらす漁に関しては、以前から三重県内でも密漁問題があります。採捕場所には周年梯子をかけてバケツやタモなどを置く、はたまた船で漁をする時でも陣取りでトラブル

も起こりかねない状況があります。申し込みもその関係地区に住む方に限るとか地区外の方も良いなど様々です。許可はおりに思うんやけど、かつてもじゃこ釣りが三重県の許可を得た際、旗等を掲げたように、このしらすうなぎに関して許可がおりた際の識別方法はあるのですか。また、採捕に関して何らかの方向付けはないのですかね。

○水産資源管理課（田代技師）

今後漁協又は法人に対して許可を出していくことになるのですが、漁協がうなぎ稚魚漁業を営む自営事業として行っていただくこととなります。漁協の自営事業として行うので、場所取りのルールやどのような方を従事者の要件として定めるのか、どういった方を従事者として雇うのか、採捕させるのかは、あくまで漁協に一任することとなっています。

○掛橋委員

漁協の自営事業ですか。

○水産資源管理課（田代技師）

はい。

○掛橋委員

先日も組合員でない方は、今後うなぎ採りができないのかとの問い合わせもあったんですわ。組合員でなくても漁業を営んでいなくても関係地区に住んでいて、仮に農業や会社員しとっても許可だけもらえれば、うなぎ採れるんやっていう方もおられるし、いやいや今後は改正に伴って組合員でなければ採れんもんで組合員加入はできませんかいな、という問い合わせもあったもんで、申し訳ないんやけども教えていただければと思います。

○水産資源管理課（田代技師）

地区外の方を入れるか、自分のところの正組合員、准組合員に限るのかは、県が定めることではなくて、今後は漁協に決めていただきます。

○掛橋委員

漁協がですか。

○水産資源管理課（田代技師）

はい。従事者がなにか違反をした場合に漁協に対しても罰則がかかる重たいことになってくるので、漁協が責任を持って面倒をみれる範囲で、指導管理ができる範囲で従事者を決めていただく方向で考えています。

○掛橋委員

漁協内の内規とか規約は、県から来とるんですか。そうじゃない漁協は、漁協内にあるんですか。

○水産資源管理課（田代技師）

自営事業の規程は定めなければいけないものではありません。内規というか規程は漁協が任意に作成するものです。

○掛橋委員

港湾とか漁業施設で採捕するもんでさ、本来は漁業者が営む漁業やないかって思っています。全然関係ない人がその一番魚の採れるところへ陣取って、ほかの人を排除するものですからトラブルになりかねんこともあります。今後、各漁協内でそういう規約を決めて管理せなあかんってということになるのですか。

○水産資源管理課（田代技師）

そうですね。地区とか土地柄によっても状況が変わってきていると思います。漁協によっては組合員に限られているところもありますし、地区外の方を入れている漁協もありますが、今後は漁協が指導管理できる範囲で要件を定めていただければと思います。

○掛橋委員

今年も3月の末か4月の初めやったか天候が荒れて、その時には相当うなぎの量を採って、金額的にも一匹200円ほどの価格があり、漁師が真っ青になる位の水揚げをした事実があります。

私の地元は山あり海ありの地区やもんで、全然関係のない農業を営んでる方の山を越えての操業も多く、そういう問い合わせがありました。

○水産資源管理課（田代技師）

冒頭の密漁対策の話ですけども、許可をするにあたって実際採捕に行かれる方には、従事者証と身分証明証の携帯、腕章の着用というのは義務付けており、今後もそれは継続する予定です。

○掛橋委員

私は南島地区やけども、南勢地区には内瀬というしらすうなぎが採れる有名な場所があるんですわ。そこに採捕者が集中するなかで、誰が腕章してるか誰が許可持つとるかわからんなかで、早いもん勝ちっていうかそういう時もありますので、質問をさせていただきました。ありがとう。

○永富委員

採る場所は共同漁業権内とは関係ないのかな。

○掛橋委員

場所は湾内ですね。

○永富委員

そこは共同漁業権のなかに入っとらへんのかな。

○掛橋委員

入っています。もちろん共同漁業権のなかです。

○永富委員

共同漁業権のなかに入っとんのにさ、漁業者以外のもんが採るっていうこと自体がおかしいのと違いますかな。

今の県の説明では、漁協に責任を持たすようですが、そのようなことは絶対だめやと思うんですわ。国、県が主導して厳しくしてもらい、細かいことは漁協で決めるっていうことでないと絶対負けるんですわ。これもんに、スジモンに負けるんですわ。しらすうなぎはだいたいそんなスジモンが採っとんのです。

○掛橋委員

もちろん湾内のため共同漁業権のなかに区画もあるんです。

○永富委員

共同漁業権のなかにあるのに組合員でないものが採っていいんかいな。

○掛橋委員

いや、だからそのところは私も疑問に思って。今後共同漁業権のなかにしらすも入ってくる可能性はあるのかな。

○小川会長

私の認識としては、今回の改正によって組合員でない者がこのしらす漁業をなすことはならぬという解釈だったんです。だけど今の県の答えでは、要望があればその判断は漁協がすべきである。ということなんです。そうすると、このしらす漁業に携わる漁業者でない方の圧力というか、いろんな問題を生じる方が組合にこられて、それを主張した時に漁協としてはなかなかそれを押し返すことは至難の業ではないかと思います。その時に県は、いや許可してるんですよという感じでいうと、漁協は非常に困った立場に追いやられそうですね。

○永富委員

昔から暴力団の資金源なんさな。はっきりいうたらそうやに。暴力団員が採捕者をかこてる。それを県の言うようなぬるいやり方では絶対漁協が困る。もうちょっとしっかりしたことをやってもらわんと困ります。行政としてしっかりとしたことをがちっと決めてから、後細かいことは漁協にまかせることにしてほしい。共同漁業権のなかなのに、そんな大事な許可がだれでも漁協へ行ったら取れるってことがおかしい。漁協は共同漁業権のなかに組合員でない者へ許可することが出来ないのだから。

○小川会長

県を責めるわけではなくて、そここのところの漁業者の立ち位置というのがあるので、今後の問題として県サイドとしてはもう一度審査をしていただきたい。お考えを改めるなり、いい知恵を授けていただければありがたいなと思いますがいかがでしょうか。

○掛橋委員

会長、永富委員がおっしゃられたように、もちろん共同漁業権のなかですが、船で行く時は区画漁業権の近くでも操業する。その関係地区であっても組合員でなければ区画、共同漁業権のその漁法や魚種によって漁業を営めないルールもあるわけです。そうすると当然申し込みの時点でそういう方は受付ないって理論になってくるのではないのでしょうか。そんなことないですか。その辺どうなんですかな。

○濱中委員

熊野の例えで言わせてもらいますけど、5年前から許可もらって採りよるんやけども、全部で35名採捕の許可があります。そのうち半分が員外です。熊野漁協で全部管理して誓約書を書かせています。文句言うたら除名など、採れないようにしています。

○小川会長

実例としては、そのようなこともあるよということですね。わかりました。

○水産資源管理課（田代技師）

改めて説明させていただきますと、共同漁業権漁場で採捕する場合は、漁協に対して許可をいたします。漁協が雇用主であって、採捕従事者はあくまでも漁協の管理下で採捕に行く立場です。ですので、先ほど委員がおっしゃっていたように、県に対して許可申請を出す以前の段階で、採捕者の選定を漁協にやっていただく。なので漁協が組合員以外は採捕ならんとなったら組合員に限っていただいても構いませんし、熊野の事例のように、員外も入れた状態で県に申請していただくのも可能です。

○永富委員

それは立派な意見です。だけど実際はそうではありません。組合員でない方が半分脅しをかけてくる。折れるんさ、漁協は怖いよ。そういうのを漁協に任したらあかんと私は思うな。

共同漁業権のなかでの場合、まず県が許可出して、それで組合員であるということに絶対条件やっていうことにしてもらわんと、絶対そのスジモンに負ける。現状はもちろん昔からそうや。

宮崎県で暴力団と喧嘩して勝ったのは、亡くなった鳥羽磯部へ来とった佐藤さん。あの人は週刊誌にも載る位になって暴力団とやった。その時に子供が中学生で「お父さん、なんで悪い人に負けんの」って言われた。しらすうなぎを獲る問題でな。ほんで子供に言われてはっとして、それで暴力団とやり勝った。法律があるので勝つに決まっとる。そういう漁協に任せるとか、漁協次第ですよというようなやり方はあんまりよくないと思うけど



な。漁協は暴力団には弱いんです。

#### ○小川会長

共同漁業権における許可ということは、組合員や漁協が泣かされてるってことがよくわかりました。このしらす漁業の許可化は暴力団問題とかいろんな問題が生じるので、そのところの認識を県も危機感を持って考えていただけるとありがたいと思います。なので県サイドとしては、軽く許可は漁協が責任を持つんですよという言葉が発せられると漁協としては非常に弱い立場になるという認識を今回海区委員から意見が出たのでということで上申していただければありがたい。

#### ○藤原職務代理者

うなぎの許可について、磯部地区は個人的にはあるみたいなんですけど、私が知る限りうちの管内ではないんですわ。今の説明のなかで、この改正案の改正前と改正後の要点はなんですか。漁協が関与する主要な部分の改正はなされないということですか。班長、そこらはどうなのですか。

#### ○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

改正前と改正後では、今ある特別採捕許可制度が、知事許可漁業制度にスライドするという事です。そのためこの規則改正をさせていただいてます。先ほども員外、員内の話もありましたが、員内に限る組合もあれば、員外を入れてやっているところもあります。そのため、各組合の実状に応じてた規則の改正をさせていただいてます。それから暴力団排除についても、特別採捕許可の時は従事者全員を県警に照会して、暴力団かどうかの判定もさせていただいていますので、今回漁業許可にスライドするにあたっては、漁業許可制度のなかで「私は暴力団ではありません」という申告をさせて、もし暴力団だった場合は詐欺行為として検挙することで国での整理が付いており、そのところで担保する恰好をとらせていただきます。県では委託業者との関係性のなかのところでも契約のなかで暴力団から威圧を受けた場合は、県に直ちに連絡するなり、警察に申告して暴力団の強要、脅迫行為として検挙してもらうことを義務付けていますので、例えば漁協に強要などがあった場合は、警察に相談していただき、県から言われてますので、警察に相談に来ましたとして県に責任を向けていただければ良いと思います。実際いろいろ強要とかあるかもしれませんが、そういった行為については毅然と対応していただいて、何かありましたら県警や県に言っていただいたら良いと思っています。

#### ○永富委員

物凄く美しい話や。美しい話。裏ではそうではない。暴力団員が普通の何でもない人を裏で雇って採捕させる。あんたのいうことはもっともや。美しい話や。資源の問題で子持ちのさわらを獲ったらあかんっていうことは保育所の子供でもわかるわな。3年も4年も前からやっつることをようやらんっていうのは、暴力団員の端くれが網をやっつんのさ。だから三重県も愛知県も止めさせられないんさ。そうとしか思えない。物凄い言うとなのに、愛知県の危機管理室も電話したのに取り締まらへん。暴対法もあるんやから、もうち

よっとしっかりしたことを水産庁や県が出してこんどそれは根絶できやん。

以前愛知県との漁業調整の会議で、真ん中に水産庁2人座って、愛知県側には堂々と発言させ、三重県側の発言にはぼんと目の前で正すんや。あんたらそんな経験あるか。俺は愛知県庁との調整時にそういう経験あるよ。私は水産庁の担当者にちょっと待ってって言うたっつん。あなたは誰の味方で漁師の味方ですかと言うたっつんことある。私は両県の大岡越前やって回答してきた。大岡越前っていうのは、両方の言うことをよう聞いて採決しとったわけさ。それを愛知県が言うと物凄く発言させて、三重県が言うとぶち切る。私の目の前で。そういうことがあるよって、だからもうちょっと水産庁や県が骨格をきちっと決めたなかで、漁協に責任を持たすことは出来ないのかな。今の暴対法があるなかでも、子持ちのさわらを堂々と獲って、市場へ揚げとる。

#### ○小川会長

わかりました。海区ではいろんな意見が出たということをお県は認識していただければ、今回はそれ以上のことは答えられないだろうと思いますので、そこのところをご理解いただければありがたいかなと思います。

#### ○田邊委員

しらすうなぎの養鰻組合という組織があるんですか。その組織が2,000円か3,000円で腕章売っておるんですかね。その養鰻組合に腕章売ってくださって言うと腕章をくれる。そうすると、三重県中どこへ行っても採れますよってというようなあやふやな説明を受けて正々堂々と獲ると言う人がいる。養鰻組合っていったい何者ですか。どこに所属しとるってうか、県でも認めているような組織ですか。

#### ○水産資源管理課（田代技師）

養鰻組合は旧体制での名前で、現在は三重シラス鰻採捕組合という名前になっています。こちらは海面、内水面に限らず、共同漁業権の外側で採捕します。ほぼ川なんですけど、共同漁業権漁場外で採捕する方たちをまとめてもらってる任意団体です。この方達に対しては特にエリア分けをしていることはなく、県内の共同漁業権漁場外を採捕区域として許可を出しています。そのため、三重県中どこでも獲って良いというのは、その辺りのことを言われたんだらうと思います。この採捕組合で従事者の腕章を作成し、従事者の方はたぶんその組合に腕章を貰いにいってる恰好ではないかと思います。

#### ○田邊委員

だとすると、どこでもって言うその言葉は、川も海もどこでも良いような解釈をすると思う。あくまでも川ですよというような言い方を統一してもらわんと、海の漁業権に入ると困るので県からの指導とかも考えておいてほしい。漁業権内での許可持つてるとの実際トラブルがあるらしいんですわ。川の近くやと私はどこで採ってもええと言われた。だけど実際こっちの地元の方は、漁業権で定められた区域のなかで正々堂々と採ってる。毎年、場所の取り合いでもめるらしいんですわ。養鰻組合への指導がちょっと甘いんかなって感じたので、ちょっと考えておいてほしいです。

○小川会長

今の問題は内水面との関連で出てくるであろう問題だと思います。内水面との話し合いのなかで、海区としては共同漁業権を侵すような説明はしないでいただきたいということの確認をとっていただきたい。それはそれで様々な問題があると思いますが、これだけで時間を費やすことはもったいないと思いますので、ただいまのことについて、県原案どおりとしたいと思いますがいかがでしょうか。

○永富委員

私反対します。

○古丸委員

私も反対します。

○田邊委員

もうちょっと待ってもらった方がいいんと違うかないう気がします。

○藤原職務代理者

反対意見が出るのはみんなが把握しきれてないからと思うな。例えば、若干我々の勉強不足というのは認めますけども、通常我々海区が扱うのは海面の共同漁業権漁場内での部分やと思うんですわ。そこへ内水面が絡んで、それで私も言ったように、この特別採捕については、改正前も改正後も一緒の文面やと。ただこう数字の間違えかどうかはわかりませんが、うなぎの稚魚が1-2ページでは13センチメートル以下になっておって、1-3ページでは20センチメートル以下になつとる。ここらがこれは数字の間違えなんかここも改正なのかっていうのがわからないんです。田邊委員が言いましたように一回の審議で、今すぐ判断することについて、このような反対意見も出てきて当然なんかなと私は感じてます。もう少しいろんな意見を交わし、勉強したなかで、委員全体も意見は意見として言って、勉強していくようなことも必要じゃないかと私は思います。

○永富委員

私がこうやって力込めて言うのはな、漁業者がどんどん減つとるなかで、こんなに減つてく理由は何かっていうことなんさな。気候変動もあるし、黒潮の蛇行とかいろんなことはあるでしょう。だけど、そういう面もいろいろ入れたなかで、漁業者は責められとるわけ。漁業者は何もようせんわけや。話がうまくついたら絶対ついとらへん。負けて話がつくんさ。漁業者の激減しとるような状態のなかで、もうちょっと何かをしっかりと決めてほしいということです。

○濱田委員

うなぎ採捕が漁協の自営になり、漁協で全部決めるってことなんですけど、三重県内でも熊野は組合員以外も獲ってもいい、外湾でも尾鷲はだめやとかやったら隣同士で不整合が出る。採捕者は組合員だけとか三重県として統一してもらいたいんですよ。

○小川会長

それは今後の問題で。

○濱田委員

今後の問題ですけど、ちょっとめごとになるような気がするんですよね。

○水産資源管理課（田代技師）

これまで特別採捕許可という形でしらすうなぎの採捕はしていただいていたんですけど、これまでも漁協によって従事者をどこまで入れるかは異なっていました。

○濱田委員

漁協も困ると思うんですよね。熊野はOKやし、こちらはあかんとなったらまた合わさなあかんかなって思うし、場所取りとかで組合員と員外の揉めごとが結構あるもんで。

○小川会長

話が堂々巡りになってきていますので、局長に尋ねします。私初めての経験なんですけど、審議について異議が出た場合、差戻しということになるのでしょうか。

○事務局(林事務局長)

多数決で決することも出来ますし、差し戻すこともできます。また、差し戻すわけではなくて、委員会としてももう少しいろいろ議論をしていくとして本日は決さず、継続審議とすることもできます。

ただ、今の議論を伺っていたところ、主な議論は採捕者の範囲や暴力団の排除など、許可方針といいますか許可の運用面でのお話なのかなと感じました。本日の議案の内容は、国の制度が変わって、しらすうなぎの採捕方法をこれまでの特別採捕許可から知事許可漁業に移行しないと、このままでは三重県でしらすうなぎを獲ることが出来なくなる。そのために県の漁業調整規則を改正したいというのが本日の議案内容で、その議案内容と許可方針は少し分けて考えられても良いのかなと感じました。許可方針については今後改めて委員会に相談があると説明もありました。

議案を差し戻すことも可能ですが、それは漁業調整規則の改正は認められず知事許可漁業に移すことはだめだということになりかねません。知事許可漁業にならなければしらすうなぎを採捕することは今後できなくなりますので、本日の議案は採決いただき、許可方針を審議していただく際に運用面などについて改めてご審議をいただいても良いのかなと感じました。

○小川会長

冷静なご意見ありがとうございます。私も局長が言った意見が妥当な意見かなと思います。まず三重県漁業調整規則の一部改正について採決し、後の様々な問題は更に審議を続けるというような感じでやりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○永富委員

審議は続けてほしいんやながな。根本は、何べんもいうようやけど、もうちょっと厳格なことをやらんと、漁業者は減ってくっていうことを頭のなかおいてほしい。

○小川会長

はい、わかりました。現在3名の委員から反対意見が出ていますが、漁業調整規則の一部改正について、会長の立場として多数決で決めたいと思いますので、もう一度反対の委員は挙手をお願いします。(3名挙手)

○古丸委員

私が手を挙げたのは、もうちょっと論議を尽くして、いい形に持って行ってほしいという意図があったからです。いろんな規則とか決め事、そこはやっぱりきれいになっています。ですけどそれを現場へ持っていった時にトラブルが出ても皆さん困ると思うので、その辺の波及効果も含めて考えていく必要があるのではと思います。だから根本は良いと思います。ただそれをどう運用するか、その問題は非常に難しいところやなと思いました。当然議論を継続していい形、あるいはうなぎ、しらす、どうやって資源を守っていくのか。これ僕聞きたかったんですけど、漁の制限とかそういうもんはあるんでしょうか。

○水産資源管理課（田代技師）

漁業許可化以降は、国で池入れしてもいい、しらすうなぎの量が決まっていますので、その数を満たした時点で採捕を止めてくださいという形になります。なので三重県単体で何キロまでしか獲っちゃだめですという制限は今後なくなると思います。

○浅井委員

内水面とか共同漁業権については、いろんな問題があり難しいものです。水産庁がある程度組合に権限持たすような制度改正をしてきたことですし、賛成も反対もあると思いますが、一遍、浜へおろしてみたらどうでしょう。裏の世界について永富さん言うてますが、それは昔からやっとなことやと思うんです。今日は何とかそのまま議案の採決をやってもらったらどうですか。私は反対する人はだめやとかは言うてませんが、調整規則を改正する必要な時期が来たんやということも踏まえてもろて、この議案1を縮めてもらったらどうでしょう。

○小川会長

わかりました。今、浅井委員から貴重な意見を言っていただきましたけど。そのような感じで今回の議案は取り扱わせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

それでは、議案1については賛成多数と認め、県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案2「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。

2-1ページにありますように、このことについて、令和5年5月11日付け農林水第24-1022号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められてるものです。今回は、令和5管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群の知事管理漁獲可能量の設定についての諮問です。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

2-3ページの知事管理漁獲可能量の設定のポイントに沿って説明します。

1点目、今回の諮問は、7月から管理期間が開始される令和5管理年度の、まさば及びごまさば太平洋系群について、国から都道府県漁獲可能量の配分量が示されたことに伴い、県内の知事管理漁獲可能量の配分を行うものです。

2点目、これまで三重県ではさんま、まあじ、まいわし太平洋系群、すめいか、くろまぐろ（小型魚、大型魚）について、知事管理漁獲可能量を設定しております。そのうち、まいわし太平洋系群、くろまぐろ（小型魚、大型魚）につきましては、数量管理していません。なお、今回設定するまさば及びごまさば太平洋系群についても数量管理を行います。

3点目、今回設定させていただきますまさば及びごまさば太平洋系群をもって、令和5管理年度で漁獲可能量の設定が必要なものは終了する予定です。

4点目、まさば及びごまさばの配分は、直近3か年の漁獲実績に基づき、中型まき網漁業と定置網などのその他漁業に配分しています。過去の漁獲実績については、2-4ページに過去20年間のさば類の漁獲量及び配分枠の推移を示しています。棒グラフは過去20年間の中型まき網漁業と定置網ほかの漁獲量、折れ線グラフは過去20年間の国からの配分量です。下段の表は、それぞれの値です。今回、過去20年間の漁獲実績のうち、平成31年から令和3年の過去3か年の漁獲実績を用いて、各漁業種類への配分案を考えました。過去3か年の漁獲実績の平均は、中型まき網漁業23,815トン、定置網ほかの漁業930トンとなりました。こちらを割合で表すと、中型まき網漁業96%、定置網ほか4%という結果となりました。

5点目、この割合を基に国から配分のありました37,900トンにそれぞれパーセンテージを掛けますと、中型まき網漁業に36,400トンの配分となりました。そして、その他漁業に

については、特に数量管理をせず、現行水準とさせていただきたいと考えています。現行水準については、配分枠も少なく、資源に与える影響が小さいために特に数量配分はせずに漁獲努力量に応じた管理を行うものとしたと考えています。

最後にまとめになります。2-2ページをご覧ください。まさば及びごまさば太平洋系群の三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定については、国から配分された37,900トンを三重県まさば及びごまさば中型まき網漁業に36,400トン配分し、その他漁業は現行水準とすることで、管理を行いたいと考えています。

以上で三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定についての説明を終わらせていただきますが、前回委員会でさばの件でご質問いただいておりますので、併せて説明させていただきます。

内容は三重県の漁獲量がとても多く、愛知県の漁獲量が少ないのはなぜかというご質問でした。ご質問のなかでも藤原職務代理者からもまき網ではないかのご意見もいただきましたことについて、国の統計資料を確認いたしました。漁業種類別の魚種別漁獲量を見たところ、その違いは藤原職務代理者ご指摘のとおり、漁法による違いが大きな要因を与えていることがわかりました。令和3年度になります。三重県の漁獲量の81.7%はまき網による漁獲でした。三重県は積極的にまき網でさばを漁獲していることが要因となり、そのような違いが生じたと考えております。

説明は以上です。ご審議のほどお願いしたいと思います。

○小川会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、皆様のご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

別段ご意見がないようですので、議案2については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案2については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案3「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。

この宝石さんごの採捕に関する委員会指示は、平成27年7月1日から毎年発動している

ものですが、継続して発動するかどうかについてご審議をお願いするものです。

3-1ページと3-2ページをご覧ください。左が改正案、右が現行の指示です。

今回の変更箇所は告示番号、告示日、会長名、有効期間です。内容についての変更はございません。告示番号は第5号、告示日は令和5年6月6日(火)を予定しています。有効期間は今年の7月1日から1年間としています。

続きまして3-3ページと3-4ページをご覧ください。事務取扱要領について左が変更案、右が現行要領です。こちらは制定年月日と有効期間のみの変更となります。様式についての変更はございません。なお、平成27年から本日まで承認申請、承認実績はありません。

ご審議をよろしく申し上げます。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

意見がないようですので、議案3については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案3については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、議案4「連合海区漁業調整委員会の構成委員の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料4をご覧ください。

近隣の海区との連合海区として、和歌山・三重連合海区漁業調整委員会と愛知・三重連合海区漁業調整委員会があります。4-2ページ、4-3ページをご覧ください。どちらの連合海区の運営規程でも第4条第2項に「会議の議長は、担当県の委員会会長がこれにあたる。」との規定があり、会長におかれては、両方の連合海区の委員を務めていただく必要があります。そのため、新たな会長選出に伴い、連合海区の委員を変更する必要があります。

4-1ページをご覧ください。連合海区漁業調整委員会の構成委員新旧対照表です。一番右が現行で、前会長の浅井委員には両連合海区の委員を務めていただいております。中央が現行の連合海区での委員の割り振りで、現在の三重海区の構成にあわせて並べ替えた



ものです。小川会長には和歌山との連合海区の委員を務めていただいておりますが、左の改正案のとおり、更に愛知との連合海区の委員を務めていただく必要があります。

前会長の浅井委員には両方の委員を続けていただくのはご負担になるため、ご経験が豊富で様々なことの経緯もご存じかと思しますので愛知・三重連合海区の委員を務めていただければ、と考えております。

また、委員の人数が愛知・三重連合海区が9名、和歌山・三重が5名と決まっており、小川会長に愛知・三重の委員も務めていただくことになる関係で、愛知・三重の委員の方おひとりが和歌山・三重連合海区の委員に変わっていただく必要があります。そこで和歌山海区との協議の経験がご豊富な掛橋委員に和歌山・三重連合海区に移っていただければどうかと考えております。

なお、秋山委員におかれましては、連合海区の委員はされておりませんが、愛知県との「漁業に関する協定」に基づく資源専門家委員会の委員を務めていただいております。事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明に対して何かご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

連合海区漁業調整委員会の委員は会長が指名することになっておりますが、この委員構成でよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、委員の皆さまよろしく申し上げます。

続きまして、報告事項1「「漁業に関する協定」に係る報告事項について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料5をご覧ください。「漁業に関する協定」に係る報告事項についてです。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（程川係長）

「漁業に関する協定」第 10 条に基づく紛争処理委員会委員及び第 11 条に基づく資源専門家委員会委員の変更について、愛知、三重両県の委員に変更がありましたのでその内容についてご説明させていただきます。

まず、漁業に関する協定第 10 条に基づく紛争処理委員会委員について、5－3 ページをご覧ください。令和 5 年 4 月 25 日現在の愛知県の委員名簿です。漁業関係者のうち、蒲郡漁協の前組合長であった山本委員から西三河漁業協同組合副組合長の鈴木委員に、県水産行政職員として前任の堀木委員から大橋委員に変更となっています。

5－4 ページをご覧ください。令和 5 年 4 月 6 日現在の三重県の名簿です。漁業関係者のうち、三重外湾漁業協同組合の前組合長であります浅井委員から現組合長の清水委員に変更になっています。

次に協定第 11 条に基づく資源専門家委員会委員について、5－6 ページをご覧ください。令和 5 年 4 月 25 日現在の愛知県の委員名簿です。変更点だけ説明します。漁業関係者が稲垣委員から鈴木委員に変わっています。

5－7 ページが令和 5 年 4 月 5 日現在の三重県の委員名簿です。県の人事異動に伴い、水産資源の学識者が青木委員から舘委員に、県水産行政職員が勝田委員から栗山委員に変更になっています。

説明については以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

ないようですので、次に進みます。

その他事項 1 「次回の委員会の日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

6 月 20 日（火）10 時から 三重県勤労者福祉会館地階 特別会議室  
議題（案）

- ・漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について

○小川会長

ありがとうございました。これをもちまして委員会を閉会いたします。